手続き・ご相談・お問合せ窓口

	中高層建築物の建築			大規模開発行為等
所管課	建築総務課	建築指導課(北部) (北部エリア) 西区、北区、大宮区、 見沼区、岩槻区	建築指導課(南部) (南部エリア) 中央区、桜区、浦和区、 南区、緑区	都市計画課
窓口	さいたま市役所10階 浦和区常盤6-4-4	北部建設事務所 (大宮区役所6階) 大宮区吉敷町1-124-1	南部建設事務所 (中央区役所別館2階) 中央区下落合5-7-10	さいたま市役所9階 浦和区常盤6-4-4
電話番号	048-829-1538	048-646-3235	048-840-6236	048-829-1427
FAX	048-829-1982	048-646-3268	048-840-6267	048-829-1979
届出提出先	_	©	©	© (<u>*</u>)
説明報告書の閲覧	©	上記北部エリアの 中高層建築物案件	上記南部エリアの 中高層建築物案件	大規模開発行為等案件
あっせん・調停 に関すること及び 申出先	©	_	_	© (<u>*</u>)
お問合せ内容	条例制度の内容、届出書類の作成方法、 条例手続きの流れについて、説明報告書の閲覧、 あっせん・調停の申し出について、その他			

[※]大規模開発行為等に該当する場合は、中高層建築物の建築に該当するか否かに関わらず、都市計画課が提出先になります。